

## 市民福祉委員会会議録

### 招 集

平成31年2月14日（木）午後1時 議会委員会室

### 出席委員（7名）

（委員長）西川 章 三 （副委員長）伊藤 ひろえ  
奥岩 浩 基 尾沢 三 夫 土光 均 戸田 隆 次  
又野 史 朗

### 欠席委員（1名）

前原 茂

### 説明のため出席した者

【福祉保健部】齊下部長

[福祉政策課] 中本課長補佐兼企画係長

[障がい者支援課] 仲田課長 福田計画支援係長 米田主幹 竹本主幹

[健康対策課] 清水課長 仲田課長補佐兼健康企画係長

藤原課長補佐兼健康支援係長 岩坂主幹 道祖主幹 後藤主任

【こども未来局】景山局長

[子育て支援課] 湯澤課長 長尾課長補佐兼子育て政策係長

茅野課長補佐兼児童青少年係長

【総務部】辻部長

### 出席した事務局職員

長谷川次長 安東主任

### 傍聴者

安達議員 石橋議員

報道関係者3人 一般1人

### 報告案件

- ・公立保育所統合建替えについて [福祉保健部]
- ・米子市きんかい児童遊園地の廃止について [福祉保健部]
- ・米子市食育推進計画の策定について [福祉保健部]
- ・米子市自死対策計画の策定について [福祉保健部]
- ・ふれあいの里会議室の使用について [福祉保健部]
- ・「米子市手話言語条例(素案)」に対する市民意見公募の結果について [福祉保健部]
- ・米子市基幹相談支援センターの設置について [福祉保健部]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○西川委員長 ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

前原委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日は、福祉保健部から7件の御報告がございます。

初めに、公立保育所統合建てかえについて、当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** そうしますと、子育て支援課より、公立保育所の統合建てかえにつきまして御報告いたします。

資料のほうをごらんください。まず、公立保育所統合建てかえのこれまでの経過でございますが、平成30年7月議会におきまして、公立保育所のあり方をお示しし、同年9月議会におきましては、公立保育所統合建てかえに係る構想についての米子市としての方向性を改めて明らかにさせていただきました。その後、9月から10月にかけて、公立保育所の今後の方向性、未来構想についての説明会を、市内14園の保護者の方を対象に行いまして、多くの貴重な御意見をいただきました。また、市民の方、地域住民の方への説明も行ってまいりました。あわせて、建てかえに係る計画等の検討を行いまして、統合建てかえの具体的計画につきまして、きょうは御報告いたします。

2の公立保育所統合建てかえ計画についてでございます。

(1) 宇田川保育園、淀江保育園の統合建てかえにつきましては、保護者説明会での質問や御意見を受けまして、さらに説明を尽くしまして保護者の皆さんの思いに伝えるため、宇田川・淀江両園におきまして、何度か機会を設けて市の考えを御理解いただけるように取り組んでおりまして、地域自治会にも御理解いただけるよう説明させていただいているところでございます。担当課としましては、宇田川保育園及び淀江保育園を統合1号園としたいと考えているところでございます。

その理由としましては、14園の中でも特に園舎・設備の老朽度が高いこと、近年の自然災害等に対する立地上の安全面を考慮したことによるものです。

また、建設場所の候補といたしまして、いずみの苑の隣接地を検討したいと考えております。これは、宇田川・淀江両園の間に位置し、保護者の希望にも合った自然豊かな環境であること、また、現地建てかえの場合に懸念されます建設中の仮園舎での生活となることや、園庭やプールの使用が1年以上にわたり制限されること、建設工事中の園児の安全面を心配される保護者がおられることなどを考慮したことによるものです。また、保護者説明会でこの土地に建設してはどうかという意見もいただいたこともございます。しかし、一方で、地元関係者の中には、現位置を含め、慎重に検討すべきではないかとの御意見もいただいております。引き続き丁寧な説明と意見調整を行っていきたいと考えております。

関係者の皆様と調整を進め、平成34年度、2022年度内の開所を目指したいと考えております。

裏をごらんください。資料裏面に参ります。(2)の東保育園建てかえにつきましてですが、昨日の総務文教委員会のほうでも報告がございましたが、老朽化の進む啓成小学校校舎等の改築等が行われる予定となっております。これにあわせて東保育園の小学校敷地内への移転改築等を行いたいと考えております。

この理由としましては、統合建てかえ構想の中で単独で建てかえを計画しておりましたが、現在の敷地は狭隘で、本市の目指す子育て支援を実現していくに当たりまして十分なスペースがないと考え、他の土地の候補を必要としておりました。建設場所を検討していく中で、現在、保育園と小学校との連携を進める取り組みを行っていることもありまして、仮に近隣の啓成小学校の敷地内に移転した場合、より一層の連携が図られること

が期待されることから、啓成小学校敷地内への移転の方向で検討することになったところ  
でございます。

このスケジュールにつきましては、啓成小学校の改築に合わせました基本設計を平成3  
1年度、その後、啓成小学校の校舎の改築工事等を経まして、34年度内に実施設計、平  
成35年度内に建設開始というスケジュールを想定しております。

次に、(3)のねむの木保育園、西保育園の統合建てかえについてでございますが、ねむ  
の木保育園はゼロ歳から2歳未満児の保育所、西保育園は2歳から就学前までの保育園で  
ありまして、2園は近い場所にあるものの別施設のため、入所に際し、それぞれ選考を経  
ての入所となっております。ねむの木保育園から2歳になるときに再度選考があることが、  
利用する保護者の方にとっても負担となっております。保護者から統合を望む意見も出  
ております。できるだけ早い統合が望ましいと考えているところでございます。

また、鳥取大学医学部附属病院も近い場所にありますため、医療的ケア児の受け入れの  
ための基幹施設としての役割を担う園としていきたいと考えているところでございます。

また、建設場所の考え方といたしましては、現在、市内の中心部にございまして、保護  
者の利便性もよいことから、現地または近隣での建設を検討したいと考えております。

これからのスケジュールにつきましては、今後、保護者及び地域自治会等との協議を重  
ねてまいりまして調整していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。  
説明は以上でございます。

**○西川委員長** 当局の説明が終わりました。

この場合は3点ありますので、一つずつやっていきたいというふうに思います。

まず最初に、宇田川・淀江保育園統合建てかえについて御論議をしたいと思えます。質  
疑、御意見ありませんでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** 淀江、宇田川、両方ともですけれども、何度か保護者さんへの説明会、その  
地域の説明会されたというふうに聞いています。宇田川さんのほう、聞いたところによる  
と、結構不安に思っておられたり、できれば統合してほしいという声があった  
というふうにも聞いてるんですけれども、そこら辺の、保護者さん宛てと地域の説明会の中  
での意見とか様子っていうんですか、それがどんな感じだったのかちょっと聞かせても  
らってもいいでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 宇田川保育園のほうでは保護者さんへの単独の説明会を4回開  
催させていただいております。保護者さんの御意見としましては、やはり宇田川というと  
小規模な保育園の、自然の中にある環境といいますか、そういったところを非常によいと  
考えておられまして、今の保育園を続けてほしいという御意見もありました。

それから、地域の方への御説明も2回させていただいておりますけれども、地域のほう  
の皆さんの御意見ですが、最初は、1回目のときには全体の構想についての説明というこ  
とで、構想では淀江と宇田川を統合させていただいて、市として進めるいろいろな保育サ  
ービスへの充実をしていきたいという説明をさせていただき、そのことについては御理解  
をいただいておりますが、今回2回目の説明会ということでさせていただいたところ、  
その建設場所でありますとか保育の内容について、もう少し地域と何回か協議をしてほし

いという御要望もいただきまして、今後何度か、その内容につきまして、地域の方ともお話を重ねさせていただきたいと思っていますところです。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 そうすると、いろんな意見があったりとか、もっと話を聞かせてほしいということだったと思うんですけども、まだだと感じられてると思うんですけど、理解や同意とかがってというのは得られてるのでしょうか。どのような、そこら辺は考えておられますか、理解、同意が得られているような状況なのかどうなのかというのは。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 保護者さんのほうですと、何回か説明を重ねておりますので、こちらの思いといいますか、その統合、それから新しい園で私たちが進めたい保育サービスをより進めていきたいということをお話ししていくうちに御理解を深めていただきまして、協力的には考えてくださっているようになったと思っておりますけれども、地域の方のほうは、やはりちょっと説明の回数もまだ足りていないということもあると思いますので、今後いろいろまた御意見もいただきながら、もう少し調整させていただくことが必要ではないかなと考えているところでございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 そうすると、まだまだこれからも話していくことが必要だっていうことだと思うんですけども、そうすると、今回場所のことについてもある程度具体的に書いてあるんですけども、まだ話し合いが必要だって感じておられる中で、この場所についても公表するっていうことは何かちょっと早いような気がしたんですけど、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 淀江地区におきまして、この淀江、宇田川という両園を統合するに当たって、幾つか現地、現在ある土地も含めて、内部でもいろいろ検討してまいりました。面積的にもそれ相当の広さが必要ですし、それから、淀江・宇田川両園のそれぞれの培ってきた保育の特色といいますか、保護者の方がそれを認めてくださっている保育というものを統合する場所、保護者の皆さんが求めておられる自然豊かな環境がある場所、そういうところを淀江町内で模索していたところでございます。

現在公表しております候補地でございますけれども、そちらはやはり淀江と宇田川のちょうど間にあるということで、両園の保育をそこで、よりよい保育、よい保育といったらおかしいですけども、両園の保育をここでまた合わせることによって、より保護者の方、園児さんにも十分に保育園での生活を充実したものにさせていただけるようなところにしていきたいと考えておりますので、そこをこちらの候補地ということで、まず提示させていただいたというところでございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 報告のほうにもあって、今お話にも出たんですけども、その候補地としたところ、宇田川と淀江の保育園の間に位置すると書いてありますけれども、位置的にはかなり淀江のほうに寄ってるんじゃないかなと思うんですけども、違いますかね。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 淀江地区と宇田川地区でいいますと、淀江地区のほうに入るとこ

ろになっておりますけれども、とても、田園地帯といいますか、田んぼが広く、景観もいいところで、宇田川の山もよく見えますし、淀江全体を見渡せるようないい環境にあると考えておりますので、保護者の方もそういった環境を求めておられるという御意見もいただいておりますので、そこを候補地として上げさせていただいているということでございます。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** ただ思ったのは、こういうふうに場所も上げてしまうと、決まったんじゃないかみたいな話が本当にひとり歩きすることが多いんですよね。ですんで、地域のほうがこれからまだまだいろいろ話をしていくっていう状況であるならば、まだその場所についてここまで明らかにするのではなくて、もうちょっとしてからがいいんじゃないかなと思ったというのと、まだまだこれから時間をかけてっていうことを言っておられたので、しっかりとそこら辺を説明していただきたいとは思っております。

それと、老朽化が激しいということで、1番目にしたいということだったんですけども、統合について同意しなければ建てかえないよみたいな言い方だけはしないようにしていただきたいなど。同意せんかったらもう建てかえることはないよみたいな感じだと、もう統合を受け入れるしかないっていうふうにみんな思ってしまうので、それって、ある意味おどしというか、そういう意味合いにもなってくると思いますので、そういう説得の仕方だけはないようにしていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○西川委員長** よろしいですか。

**○又野委員** はい。

**○西川委員長** ほか、委員。

土光委員。

**○土光委員** まず、ここの資料の中で、淀江、宇田川の統合と、いわゆる表現としては市内で一番に向かいたいと考えているという、これは本当に最初にする前提でやってるんですか。以前の委員会でも、多分副市長の発言だったと思うんですけど、ここと統合化計画の一覧出して、特に順番は決めていないと、まとまったところからやっていくという、そういう発言だったと思うんですけど、ここで具体的に淀江のところをもう一番にやりたいというふうに書いているんですけど、これはどういう。いや、意味はわかるんですけど、なぜ一番なんですか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 先ほど委員さんも言っていただきましたけど、やはり老朽化が進んでいるということがちょっとありますので、そちらは一番に考えたいところではありますけれども、一番というのはこちらの思いということで御理解いただきたいと思ひます。ただ、これから、自治会の皆さんですとか保護者の方の了解が得られる、なるべく早く御理解をいただいて進めていきたいという思いは、その一番にやっていきたいというところでございますので、こちらの目標としているところでございます。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** 老朽化に関しては、以前いただいた資料で経年の年数見て、特に淀江が多いというふうにも必ずしも見えなくて、ただ、一番というのは、当局というか、担当課としてぜひに進めていきたいという、そういう意気込みだというふうに理解します。

もう一つ、この文章で、最後のところで2022年開所を目指すというふうに書いているんですけど、これはもうその前提で進めるのですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 先ほども申し上げましたけれども、これはあくまでも私たちが目標としているところですので、これから地域の方々ですとか保護者の方とお話を進めていく中でその時期というのが決まってくると思いますけれども、これは本当にここを目指していきたいというこちらの当課としての指針ということでございます。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 これ、もし2022年の4月開所でやるとしたら、スケジュール逆算して、例えばいつごろから取りかからないといけないか。もうちょっと具体的に言うと、例えばこの3月で事を始めるとすると調査設計のところになって、それは予算措置が必要だと思うんですけど、この3月でそういった関連の予算計上があり得るのですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 まだこれから地元の方、保護者の方との協議がございまして、この当初予算におきましては予算の計上はしておりません。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 2022年4月開所を目指すためには、逆算して、最低いつまでから具体的に取りかからないとだめなんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 設計の期間ですとか、その十分な期間というのが、ちょっとできるだけ長いほうがいいのではないかとこの考えはありますけれども、急いでそのあたりを詰めていくということになりましても、やはり来年度中には設計を上げなければ、34年度内には間に合わないという可能性が大きいと思います。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 設計を上げなければならないというのは、取りかからないといけない、それとも設計が終わらないとだめだという、どちらなんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 設計に取りかからないといけないと認識しております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 わかりました。これ、統合化するというところで、その2つを統合化することにそのものの賛否、是非もあるのですが、もし統合するということに関しては基本方針として特に異論はないという前提だとしても、そうすると、場所の問題もありましたけど、じゃあ、どこにするのかとか、そういった議論が必要だと思うんです。

まず、先ほどの説明で、統合化の方向で、保護者に関してはほぼ理解が得られて協力的だというふうに判断しているというふうに言われたのですが、これは根拠は何ですか。

○西川委員長 長尾子育て支援課長補佐。

○長尾子育て支援課長補佐 一応、宇田川保育園のほうでは保護者全員にアンケートをとらせていただきまして、気持ち的には仕方がないというところもありますが、ほぼ反対という意見は1人だけ最終的にはあって、それ以外の方は、無回答が2人で、大体理解ができる、気持ち的にはあるけど仕方がないんじゃないかという意見になりました。

淀江保育園のほうでは、宇田川保育園ほどの回は重ねておりませんが、今クラス懇談等を実施しておりますので、そこの中で統合、建てかえ、ここの箇所についても提示をしておりまして、今4回あるうちの2回が終わっているんですけど、特に反対とか、また場所も提示しているところですが、異論もなく、大体納得されているという感じという状況でございます。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 宇田川でアンケートをして、大体40世帯ぐらいかな。反対というふうに明確に言われたのは1人というか、1世帯。あとは、仕方がないを含めて賛成というか、反対はしない。多分仕方がないの中には、統合はあんまり気が進まないけど、新しくなるんだったら仕方がないなという、そういうことも入ると思うんですけど、このアンケートで賛成ということと、それから仕方がない、これ、どのぐらいかという数字出ますか、仕方がないという感じの。

○西川委員長 長尾子育て支援課長補佐。

○長尾子育て支援課長補佐 仕方がないと思われる方と説明会で返ってきたという方は大体半々ぐらいです。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 それから淀江の保護者さんに関してですけど、これ、淀江の保護者会の説明会で、場所というのは今ここで書いてるいずみの苑でいいんでしょうか。これは、この場所を具体的に保護者会の説明会で提示をされたんですか、既に。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 1月末に淀江、宇田川の合同保護者説明会を開催いたしまして、その席でお話を差し上げたところです。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 1月末というのは多分1月30日ですね、淀江と宇田川の合同の説明会のことでしょうか。

○湯澤子育て支援課長 31日です。

○土光委員 あっ、31日か、31日。ここで場所のことは多分言及、今の場所で、いずみの苑で言及はされたけど、ここでやろうと思うという、そこまでは言ってないんじゃないですか。候補としてここも考えられるという程度ですよ。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 こちらの意向として、現在のいずみの苑の横の土地で建設をさせていただきたいと考えているということです。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 そこまで言ったんですか。

○西川委員長 景山こども未来局長。

○景山こども未来局長 31日は私が説明いたしましたので、報告をさせていただきますが、いずみの苑の隣接地を新園舎の建設地としての有力な候補地として御提案させていただきたいというふうに申し上げました。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 とにかくこの計画を進めるのに、保護者とか地元の人の理解というのは、こ

それは必須だと思ってます。宇田川に関しては、今アンケートの結果、それから一つ気になるのは、説明会は宇田川は何回か、4回丁寧にやって、その延べの参加人数が22人というふうに聞いているのですが、間違いはないですね。これ、数だけ見ると22人だけど、4回の延べ人数なので、実質ここに参加してるのは数人ずつぐらいじゃないかと思うのですが、違いますか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 22名御参加いただきましたのは、第1回の説明会でございます。その後、説明会、第2回が10名、第3回が7名、第4回が5名と合同の保護者会のときに6名ですか、参加をいただいております。ですので、合同まで全て入れますと50名の御参加です。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 わかりました。ここではちょっと私の理解、間違えてました。だから、そういった意味で、宇田川の保護者さんたちの理解は進んでるといえるか、それはそうだというふうに思います。

それから、淀江に関して、率直に言って、最初この話があったときに淀江で説明会があって、私、そこは聞きに行ったんですけど、非常に保護者にとっても賛成の感じが。要はこの古い建物が統合化という計画で、本当に新しくなるという。ただ、それってというのは、当時はこの第三の場所、いずみの苑、そういった候補地まだなかったもので、これ地元の人が普通に思ってることで、常識的に考えて、宇田川保育園か淀江保育園、統合化してどこかの場所になるんだとしたら、多分、今の淀江の保育園の敷地だろうというのは、これは多くの人が思ってたことです。というのは、隣に使われてない幼稚園の建物があって、敷地があって、かなり敷地の確保ができる。だから、淀江の人にとって統合化するというのは、場所は多分ここだろうみたいな暗黙の思いがあって、そういったこともあって、この統合化計画に賛意を示した方が多いかと思えます。ただ、今回、第三の場所が出てきて、ここじゃなくてあの場所かみたいなところで、そこに関して、やっぱり保護者さんに関しても、場所のことを含めて、きちんと説明がさらに必要なというふうに思います。

それから、もう一つは理解という点で、保護者だけではなくて、やはり地元の人々の理解もこれで必須だと思います。特にというか、ちょっとほかの場所と比べることはできないんですけど、淀江にとって淀江地域の保育所とか宇田川地域の保育所というのは、やっぱり地域にとって大きな存在なので、あの場所が、あの保育園がどうなるかというのは、地域の人にとっても非常に大きな関心事で、今回、今のいずみの苑の隣地というふうになると、宇田川保育園、今のところはなくなると、それから淀江の今のところもなくなると。そういうふうなことにに関して、なぜここじゃなくてあの場所に変わるのかという説明、その理解をきちんとしないと、なかなか地元の人々の理解というのは進まないと思うので、その辺をこれからというか、丁寧にやっていただければというふうに思っています。

○西川委員長 じゃあ、いいですか。

○土光委員 もう一つ。

○西川委員長 質問になってくださいよ。

○土光委員 質問に、はい。

それから場所のことだけど、とにかく、なぜここじゃなくてあの場所か。特に淀江の人

にとってみれば、今の淀江保育園、隣は幼稚園、敷地としては十分あるんだけど、なぜここじゃなくていずみの苑のところに変わるのかという理由もきちんと納得していただく必要があると。

もう一つ場所に関していえば、じゃあ、いずみの苑の隣地になったとして、それぞれ今の宇田川保育園、淀江保育園が、ある意味で廃園になる。そうすると、跡地をどうするのか、これも地元の人にとってみれば非常に大きな関心事です。だから、統合化計画進めるときに、跡地利用を具体的にというのはなかなか難しいと思うんだけど、跡地をこんな感じで利用していく、やっていくという、そういったこともきちっと説明しないと、なかなか地元の理解は得られにくいのではないかと思いますので、そこも含めて説明をしていたらというふうに思います。

○西川委員長 質問ということで、じゃなくて。

○土光委員 今は質問じゃないです。跡地のことはやっぱり大きな要素だと思いますし、違ってくると思いますので、これは要望です。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 大きく、別に基本的な方向性に反対するものではないのですが、こちらのほうでも多くの貴重な御意見を14園できめ細かく説明をされたと思いますし、アンケートのこともちょこちょこ出てくるので、ここのまとめたものを、アンケートだとか、あと御意見をいただいたというところもまとめてらっしゃると思いますので、それを御提出お願いできませんでしょうか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 取りまとめたものを提出させていただきます。

○伊藤委員 お願いいたします。

○西川委員長 よろしいですね。

○伊藤委員 はい。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 要は、この公共施設の建設に当たっては、事務スケジュールが出てきますよね。それで、次の2番のところに啓成小学校と東保育園のことについてはスケジュールが出ておる、ここは出ておらない、そのところがなかなか説明がしにくいんじゃないかなと。平成34年度を供用開始するというのであれば、逆算すれば、平成33年度に工事を完成して、32年度に基本設計と実施設計だと。そうすれば、用地の確保が平成31年度中にはできておらないと基本設計に入っていけませんよね。そういうスケジュール表をきちんと示されたらどうなんですか。

それで、用地を確保するために、今いろいろと土地を当たってこられたと。で、まとまった土地がなかなか見つけられない。都市計画法上から農地法も全部、これも考えていかなければならない。そうした中で、今の市有地が5,000平米あった、そこを、また今の保護者等の皆さん方の意見を拝聴して、そこが適地だったというふうに理解していいんですか。

そういうふうな説明であれば私は理解するんですけど、やはり5,000平米の大きな土地を確保するというのはなかなか、地権者の理解も要るでしょうし、また、都市計画法上からも考えていかないといけない、農地法も考えないといけない。そういうふうな観点

からいけば、市有地があった、だけど、その前に保護者の方々の御理解が必要であったと。保護者の方々に説明をされて、ある程度御理解が得られるような状況だったから、今の候補地の選定をしてきたというような事務スケジュールの説明でよろしいんですか、そのところを確認しておきたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 議員おっしゃるとおりだと考えております。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 そうすれば、そのような説明をされて、きちっと事務スケジュールも出さなければなりませんし、その辺の建築関係の部署ともきちっとそういうふうな、福祉保健部だけではなくて建築関係との計画スケジュールを、緊密に連携を図りながら、きょうは本当はそういうふうにして、それで候補地の選定に入って、今の用地を確保したいと。で、そのような形を委員会で説明をしたと。しかしながら、保護者全員の方々の理解は得られてない。地元の自治会にもまだ得られてないので、これから十分に説明をしていくというような考え方なり方針でよろしいんですか。改めて、そこを確認しておきたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○戸田委員 部長が答えたら。

○西川委員長 じゃあ、斉下福祉保健部長。

○斉下福祉保健部長 私のほうから答えさせていただきます。

保育園の建てかえをするに当たりまして、基本的に市有地、市の土地ということが前提でございまして、その中でいろいろ検討してきた中で、この場所というのは、保育園を建てるのに適地であろうという考えがございました。総務文教の中で説明もありましたように、この土地の交渉の中でここが使える土地というめどができましたので、所管課、所管部といたしましては、いろいろなことを考えた上で、ここに建てるというのは適地であろうと、候補地として適地であろうということを考えまして、このたびいろいろな動きをさせていただいたところでございます。

ただ、説明しましたように、地元の中には、これからさらに御理解を深めていただく必要がございますので、その辺も含めまして、またスケジュールのほうはこれから改めて詰めていくことになろうと考えているところでございます。その際には、他部署とも連携をとりまして、適切なスケジュールを組んでいきたいと思っております。

○西川委員長 よろしいですか。

○戸田委員 はい。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 済みません、いいですか。

○西川委員長 はい。

○土光委員 場所のことをちょっと改めて確認というか言いますが、きょうの話では、いずみの苑の隣地、これが有力な候補、これで適地だと思うと、そういう見解というふうにお聞きしたのですが、少なくとも淀江の地元の、具体的には自治会の立場からいって、あそこの場所に建てるというのはまだ理解が得られていない状況だと思います。それを前提で、つまり理解が得られるというのは、あそこにやるのが決まって、その理解と、

そういうふうには私をとれてしまうんですけど、やはり、例えば今の淀江保育園、淀江幼稚園の場所も検討が必要だと思うし、いずみの苑の隣も検討すればいいと思いますんで、きちんと検討して、こうこうこういう理由でこちらがよりベターだろうというふうなことを、地元の人との意見交換する中で決めないとうまいこといかないと思いますので、場所は、少なくとも淀江の自治会の間で、それは1回、自治会の説明会をやられて、多分御存じだと思いますので、理解が得られていないというふうな状況だと私は思っています。

(「まあ、そういう意見だろう」と声あり)

だから、ちょっと済みません、追加で。統合化するときに必要な面積、5,000平方メートルというふうにありますけど、これは以前の資料で、建てかえのときの保育所は、面積は1,500というふうな書かれ方をしてるんですけど、この辺はどちらというか、どうなんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 1,500平米は建物の面積。

(「運動場を入れないから狭いんだよ」と声あり)

○土光委員 ああ、建物の土地。

(「運動場を入れない土地」と声あり)

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 そちらの資料、建物だけの、つまり、その敷地じゃなくて建物のとこだけという意味が1,500になるんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 保育所のほうもゆったりとしたスペースをとれるような空間をつくらうと思っておりますし、併設で子育て支援センターなども一緒につくる予定もございますので、そういった必要なスペースを入れたもので1,500平方メートルということですよ、建物の。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 だから、お聞きしたいのは、統合建てかえするとき、用地が5,000という今、数値のところは候補だと言ってるんですけど、要は、するための全体的な用地に必要な用地、それは最低幾ら要るのですか。1,500じゃないということなんですよ、今の話では。そこがよくわかりませんけど。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 園舎のほかに園庭ですとか、プールですとか、保護者の方の送迎用の駐車場ですとか、そういったようなものを全て含めまして5,000平方メートルということをお知らせしております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 あともう一つ、統合化したときの規模の話なんですけど、これも以前の資料で、定員が120から150、この辺がある意味では適正規模だということ提示していただいているんですけど、例えば淀江に関していえば、今、定員が、淀江保育園が110、宇田川が45で、これ単純に足しても155。今、淀江で近くと言ってるのは地元の人で、淀江保育園に入所希望しても入れなかったという、そういう例も何例かあると思います。だから、統合化したとしたら、定員はどのくらいの建物になるというふうにお考えなので

しょうか。これは淀江の場合ということでいいです。

○西川委員長 長尾子育て支援課長補佐。

○長尾子育て支援課長補佐 淀江と宇田川を統合した場合、定員は155名ということになりますが、施設の利用定員としては150名を一応予定しておりまして、ここに一応、弾力化の運用ということで、120%までは入れることはできるというふうに制度上なっておりますので、マックスで180名までは入れるということになりますので、今のお子さん、さらには、今入れておられないっていうお子さんがおられたら、そこを受け入れる体制をとれるというふうに考えています。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 今の説明で、私も定員150ぐらいで、実際つくると180名ぐらいまで受け入れ可能だというふうな話を聞いてたんですけど、それは今言った120%まではオーケーで、そういうルールというか、そういうのが可能だということ。もし、例えば180ぐらいの園児が来るような保育園だとして、それって適正な規模の保育園と言えるのですか。

○西川委員長 長尾子育て支援課長補佐。

○長尾子育て支援課長補佐 150名で、今、待機児童、やはり米子のほうは出ておりますので、ここを解消するために180名程度の受け皿は必要だというふうに考えております。ただ、子どもの数が減少するに伴い、120から150名程度が適正だと思っておりますので、180名が適正かと言われると、私たちが最初から説明している人数よりは少し多目に受け入れをする必要があるというふうに考えています。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 その辺のところも説明会のときに、やはり私は率直にそういうことを言うべきだと思います。待機児童があるということで、その辺から180ぐらいの当面の受け入れがあり得る。その規模になると、本来考えてる適正化よりは、最初の何年続くかわかんないけど、ちょっと思ったよりは多目の園児を受け入れてやっていく。そのためにこういった配慮をする、こういった配置にするという、そういった説明も含めて、そこもやはり、統合することによって大規模になって、運営をどうするんだろうという、そういった不安というか、イメージがなかなか持てないということもあると思いますので、そういったことも含めてきちっと説明をしたほうが、結果的には理解が得られやすいんじゃないかというふうに私は思います。これは意見です。

○西川委員長 御意見でよろしいですね。

○土光委員 はい。

○西川委員長 続きまして、この件についてはよろしいですね。

奥岩委員。

○奥岩委員 一つずつということだったんですが、全体的なところで、先ほど各委員さんから質問、御指摘もありましたとおり、これ、経過説明と計画についてだとは思いますが、ただ、経過説明にしては、質問もたくさんある中で、内容が少ないかなという気になりましたし、計画につきましても、3園を今、別々に質問させていただいてるんですが、それぞれちょっとばらつきがあるので、この辺の計画、具体的な計画とは書いてあるんですけど、本当に具体的なのか、どの辺まで検討されて計画段階に上がっていくかというところ

ころがちょっとわかりづらいので、そのところはきちっとした資料を用意していただくようお願いいたします。

○西川委員長 御意見でよろしいですね。

○奥岩委員 意見です。

○西川委員長 じゃあ、続きまして、東保育園建てかえについてということ、御意見、御質疑求めます。

又野委員。

○又野委員 きこのうの総務文教でもあったんですけども、保小連携ということで、保育園と小学校を隣接、もしくは一緒な感じであってという感じになると思うんですけども、そうなった場合、小学校は基本的に徒歩ですね。保育園は、前から聞いてるんですけども、車での送り迎えが多いというところで、結構な車の交通量になると思うんですけども、そこら辺の、もしままだったらあれですけども、対策というか、どのように考えておられるか聞きたいんですけども。

○西川委員長 景山こども未来局長。

○景山こども未来局長 委員おっしゃるとおり、そのあたりの課題というのは既に出ておりまして、お子さんの安全を第一に考えた配置等をこれから考えていこうという話をしていくところがございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 あとは意見なんですけども、そこら辺を本当に気をつけていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○西川委員長 ほか。

戸田委員。

○戸田委員 それで、この市民福祉委員会にもこの案件が出てまいりました。昨日の総務文教委員会でも同じ案件が出てまいりました。その辺でどちらの委員会を重視して話しするのか、その辺のところ、内部ではどのような考え方を持っておられるんですか。それぞれの委員会で話をしているという形ですか。

漏れ聞くとところによると、それで、それぞれ福祉保健部と教育委員会との連携がなかなか図られておらないと。答弁にもいろいろな考え方があられるようなんですけども、背景には。やはり、きょうも委員長とも話したんですけど、その辺のところをどういうふうな形で今後、この内容についてしんしゃく、検討していくのか、その辺のところを内部の中では検討されておられませんか。

○西川委員長 景山こども未来局長。

○景山こども未来局長 きこのう、総務文教委員会のほうで傍聴させていただきました中でも、そのような御意見、委員長さん方からも出てまいったところでありまして、おっしゃいますとおり、切れ目ない支援を行うということは、名実ともにそれを実現させていくためには、それぞれがばらばらでやっているとはいけませんので、一堂にこういった問題、課題について議論し、御報告申し上げればというものを今後考えていかなければいけないということは認識を新たにいたしましたところがございますので、教育委員会と早急に相談いたしましてお示ししたい、また御報告したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 そういうふうに当局のほうもきちっとしんしゃくしていただいてね、やはり総務文教委員会で話して教育委員会の考え方、市民福祉委員会の中では福祉保健部の考え方って、同じ市役所の中で違った内容が出てくるのは私はいかがなものかなと思うんですよ。その辺のところを十分にしんしゃくされた上で、きちっとこの事務を進めていくというような話をしていかなきゃなと私は思うんですけども。

その辺のところ、委員長さん、総務文教委員長さんとも議長さんとも十分に話されて、当局とも、その辺の進め方を検討、協議していただきたいと思いますが。

○西川委員長 じゃあ、任せていただいてよろしいですか。

〔「結構です」と声あり〕

○西川委員長 よろしく。

この件については、ほか、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○西川委員長 じゃあ、続きまして、ねむの木保育園・西保育園統合建てかえについて。奥岩委員。

○奥岩委員 こちら、先ほど御説明いただきまして、医療的ケア児の受け入れのための基幹施設というような御説明があったと思うんですけど、これって何のことでしょうか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 米子市の保育園のほうで医療的ケア児の受け入れを行っております。公立におきましては南保育園のほうで受け入れているところがございますけれども、この機能をまた、南保育園のほうで現在は受け入れているんですけども、これをやはり機能をさらに高めるために、こちらの資料にもありますように、鳥大医学部附属病院も近い場所ということもありますし、もともとが乳児の保育所ということで看護師の配置もございますので、こちらとあわせて、新しい統合園のほうで医療的ケア児の拠点ということにしていきたいと考えております。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今お答えいただいたみたいなの、看護師さんの配置もしっかりして、恐らく基準もあるということなので、保育士さんも配置されると思うんですけど、そういった中で今回の統合計画に関しては、ここが基幹施設を抱えていますのでメインとなって、一番といたらちょっと語弊があるかもしれないですけど、一番というか、よりよい施設がそこですよ、ほかでも対応ができるのはできますよっていうことですけど、鳥大さんと近いんで、よりここはいいですよっていう意味で基幹施設というような位置づけなんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 看護師の配置ということもございまして、そういう体制をとることが、やはり一つの園に集約して行うことが望ましいのではないかと考えておりますので、そういった意味での医療的ケア児の基幹施設ということで考えております。

○西川委員長 奥岩委員、よろしいですか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** そうしますと、基幹施設という文言についてになるんですが、こちら、私、個人的には、ここがもととなって、それぞれ別の施設にも同じようなサービスがあるってような考え方だったんですけど、今の課長の御答弁ですと、もう全て集約されて、そこだけですよってという意味での基幹というふうな書き方になってますけど。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 現在は、南保育園のほうで医療的ケア児さんの受け入れをしているところなんですけれども、その機能を西保育園のほうで果たすというふうな形にさせていただきたいと思っています。

その後、ケア児さんの人数がどの程度、今後ふえるのかどうなのか、そのあたりもちょっと見えてこないんですけども、大体同じぐらいの人数の御希望が出てくるのかなという想定はありまして、そこで人数がふえてきた段階では、ほかの園での受け入れというのもしていかないといけない、態勢を整えた上でしていかないといけないとは思っておりますけれども、現体制を考えますと、やはり看護師の配置ということからも考えて、たくさん園で一度に医療的ケア児さんを受け入れるというのはなかなか難しい部分がありますので、この統合に当たりましては、西のほうで集約して、基幹施設としてケア児さんの受け入れをやっていくという考え方でございます。

○**西川委員長** よろしいですか。

ほかありませんか。

〔「ありません」と声あり〕

○**西川委員長** なければ、本件については終了いたします。

次に、米子市きんかい児童遊園地の廃止について、当局の説明をお願いします。

湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 子育て支援課から、米子市きんかい児童遊園地の廃止についてということで御説明をさせていただきます。

このたびの平成31年3月議会におきまして、米子市きんかい児童遊園地の廃止案を上程いたしますので、この委員会において報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1の改正内容でございますが、米子市児童福祉施設条例の一部を改正いたしまして、米子市が設置する児童厚生施設から米子市きんかい児童遊園地を除くこととするものでございます。この条例は、平成31年4月1日から施行を考えております。

2番目ですが、遊園地廃止の理由でございます。米子市のきんかい児童遊園地の周辺には住宅がありませんで、現在、利用者のない状態が続いております。今後も利用者が見込めないと考えられること、また、進入路奥の人の往来が少ない場所でございますので、急傾斜地に極めて近いという立地上の安全性等を考慮しました結果、廃止することが適当と判断したものでございます。

3は施設の概要でございますが、所在地は祇園町2丁目262番地でございます。面積は1,116平方メートルで、主な設備、遊具等、水飲み場が設置してございます。開園は昭和46年8月1日でございます。

廃止に至る経過でございますけれども、廃止を鑑みました経過でございますが、米子市きんかい児童遊園地は、無償貸し付けを受けました土地を利用して、児童厚生施設として開園いたしました。ただ、その周辺に住宅が当時から少なく、山に隠れた場所にあり

ますことから、利用者の少ない状況が続いておりました。平成19年に管理を委託しておりました祇園町2丁目自治会様のほうから、利用する子どもがいないこと等を理由に、管理業務の辞退及び児童遊園地としての用途の廃止の申し入れがございました。また、平成20年には、同自治会から危険箇所の改善あるいは関係者以外の進入禁止の措置の要望もありまして、これを受けて、その取り扱いを検討してまいったところでございますけれども、利用のない現状を踏まえまして、平成28年5月以降は使用を禁止しているという状況でございます。

裏面のほうに位置図をつけておりますので、御確認をいただけたらと思っております。

この改正案を3月議会に上程させていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。説明は以上でございます。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 2点ほど伺わせてください。経緯について今、御説明があったんですけど、平成19年に廃止の申し入れがあって、その後、20年に関係者以外進入禁止の要望もあったという中で、平成28年に使用禁止が出て今回の廃止に至ったという経過だとは思いますが、これは19年、20年のこと、申し入れ、要望があって、ここまでかかったまじ経緯を伺いたいのが1点と、これ、廃止については御報告いただいたとおりなんですけど、担当課さんが違うかもしれないんですけど、この跡地に関してはどういったお考えをお持ちでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 平成19年、それから平成20年の自治会さんからの申し出というか、要望がありましたけれども、その後も管理のほうは続けつつも、その廃止というところには至っておりません。これにつきましては、利用状況などの調査もして、利用が少ないというところも確認をしてみたところですけども、なかなか事務のほうが少しおくれてしまったことは、ここはちょっとおわびしたいと思います。

(「跡地について」と声あり)

跡地につきましては、今のところ、廃止というところまででして、この後ちょっと自治会さんとの協議なども必要でしょうし、検討してまいるところであると考えておりますが、これにつきましてはまた、土地を管理しております総務部のほうとも協議をさせていただきたいと考えております。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 経緯については理解いたしました。なかなか事務手続が進まなかったということで、その後10年以上たってますので、最初のところから。そこはもう少しきちんと現状を把握されるなり、調べられるなりして対応していただきたいと思います。

結果としましては、28年5月の使用禁止から今回に至ったわけなんで、そこに関しては通常どおりといいますか、通常どおりのスピードで進められたのかなと思いますけど、その前がなかなかというところでしたので、今、課長の言葉にあったとおり、しっかりと今後も、そういったところも踏まえて業務をしていただきたいなと思います。

跡地に関して、今のお話を聞きますと、今後連携されて検討されるというような形に聞

こえたんですけど、話が戻って済みませんが、先ほど保育園に関しましても、教育委員会さんとか、その辺の連携がどうなんですかというようなお話もあったと思うんですけども、ここになってまた同じようなお話になると思うので、そこは部長さん、ぜひきちっと部を越えてお話をさせていただいて、ある程度内容ができた段階でここに出していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○西川委員長 茅野子育て支援課長補佐。

○茅野子育て支援課長補佐 跡地利用につきましては、総務管財課のほうと、担当係長レベルですけども、幾度となく協議してまして、ただ、この土地が、米子市風致地区内における建築等の規制に関する条例、要は湊山公園の中の風致地区の規制を受ける場所でもあり、風致地区の規制を受けてると、木の伐採、現地には木が何本もあるんですけど、その木を伐採してはいけないとか、いろんな制約がありまして、おまけにその隣接地に崖がありますもので、これ急傾斜地ということで、鳥取県建築基準法の施行条例にも多分ひっかかってくるだろうというような土地で、あわせて、土砂災害警戒区域ではないですけども、もうほぼ数メートル先がそういうような状態でして、だから、跡地利用ということで手を入れるといいますか、例えば測量をすることになりますと、それはそれで金銭的なものが要ということで、とりあえずは今のところはまだ決めないで、もし外部からそういった工事とか、仮にそういう話があった場合には、そのときに経費も考えて動きましようというような話をしています。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 私、その説明が何で書面できちっと出られんですかっていうだ。ただ、条例を廃止にして、あとは知りませんよという事務体系でしょ。何遍もこの福祉保健部で同じ話をするんだけど、じゃあ、跡地利用計画については、今おっしゃった内容を私たちも知ってるんです、現地も見に行っていて、風致地区だって、急傾斜地に臨んどる。やっぱりそういうふうなことをここにきちっと記述されて、今後の利用方法については内部で検討を進めたいと、何でそこをきちっと明示されるのですか。

これは議会でも、我が会派の今の岡田議員等も指摘されとるんですけど、やっぱりこれ、ずっと投げっ放しにされとったっていう感が否めないということを奥岩委員さんは言っておられるんですよ。私たちもそう感じておるんです。そうであれば、きょう条例廃止して、適切に措置したと。しかしながら、跡地利用をどういうふうにするか。今後の考え方は、今、風致地区等であって、急傾斜地が臨んでおるので、今後内部で十分にその辺の精査をして検討したいということを、私、あつてしかるべきだと思うんですよ。それが全く示されないから、私たちが今聞いておるんです。

総務管財課と協議したって、私たちにはわからないんですよ。そのようなきちっと丁寧な説明書類を整えられたらどうですか、その辺のところ。

○西川委員長 斉下福祉保健部長。

○斉下福祉保健部長 御指摘のとおりであると思います。今、担当のほうも申しあげましたように、この経過になるためには協議等もしておりますので、今後その資料につきましては、委員会等の機会を得ることがございますので、きちんと提示していきたいと思ます。

○西川委員長 よろしいですか、戸田委員。

○**戸田委員** はい。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと廃止に係る経緯のところで知りたいのですが、これ、47年に寄贈されたというふうには書いてるんですけど、その後で、ところが、この周辺に住宅が少なく、この寄贈をされた時点、要は昭和47年、この時点で既に周囲に住宅はない、そういう状況だったという意味なんですか。

○**西川委員長** 茅野子育て支援課長補佐。

○**茅野子育て支援課長補佐** 当時から住宅は1軒しかないというふうに資料には残っています。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** 無償貸し付けを受けたときはいつなんですか。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 記録によりますと、昭和44年の8月となっております。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** 昔のことだから、あんまり言っても仕方がないと思うんですけど、これ、47年のときは周辺に住宅なかった。無償貸し付けを受けた2年ぐらい前からあんまり状況変わってないですね。そういうふうに、人がいないところの土地を、貸し付けを受けて児童公園にして、その後は米子市は寄附されたという経緯というふうに読めるのですが、何でこういう状況の土地を無償貸し付け受けるのか、寄附を受けるのか、何かちょっとおかしいなど。何かよくある、最近もよくあることだと言うと言い過ぎだけど、何か使えない施設を最後には市に寄附してしまえみたいな、そういうもとがこれだというふうに思うので、その辺もちょっと不可解だなと。昔のことだから、それ以上、私も問いませんが、何か印象としては、初めから児童公園として使う必要がないような土地を、貸し付けを受けてもらってというふうなことで、ちょっと経緯も納得できないなという、これは感想です。というふうに思ったので、一言言っときます。

○**西川委員長** よろしいですね。

〔「はい」と土光委員〕

○**西川委員長** じゃあ、続いて、米子市食育推進計画の策定について、当局の説明を求めます。

清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** そういたしますと、米子市食育推進計画の策定について、健康対策課から御報告申し上げます。

本市の食育施策に係る個別計画につきましては、議会でも以前からその必要性について御指摘いただいておりますが、今年度、部内でチームを組みまして、計画の策定に着手いたしました。このたび策定までのスケジュールがおおむね固まりましたので、本委員会におきまして概要を御報告申し上げたく存じます。

まず、1の経過についてでございますが、本市の食育施策は、これまで食育基本法と、国及び県の食育計画に基づいて、関係各課が独自に事業計画を行い実施してまいりましたが、このたび関係各課の取り組みをまとめ、実施事業の目標を一体化し、改めて明示することで、本市の食育をより一層推進することとしております。

なお、本日お示ししております計画案は、先日、2月4日開催の米子市社会福祉審議会において御審査いただいたものでございます。

次に、2の計画のポイントについてでございますが、国の定める第3次食育推進基本計画に基づき、鳥取県の「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」との整合性をとり、米子市健康増進計画など、市の関連する諸計画との連携を図るものいたします。

次に、3、計画の推進についてでございますが、平成31年度から35年度までの5年間といたしまして、各年度で点検及び評価を行い、米子市社会福祉審議会、関係団体等の意見を聴取しながら、施策の改善を行ってまいります。

次に、4のスケジュールについてでございますが、今月18日から1カ月間、①から④の方法でパブリックコメントを実施いたしまして、3月下旬から4月上旬に計画を策定いたしまして、策定後は速やかに皆様のもとにお届けしたいと考えております。

最後に、計画の内容についてでございますが、主な施策方針を参考として資料にお示ししておりますが、詳細を含めまして、本日は説明を割愛させていただきます。

議員の皆様におかれましては、計画案につきまして御意見がございましたら、パブリックコメントの期間終了までに御意見を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、報告は以上です。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんから質疑、御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** そうすると、この計画についての委員の意見もパブコメということで、きょうは特に、お呼びじゃないということによろしいでしょうか。

**○西川委員長** 清水健康対策課長。

**○清水健康対策課長** 後日、委員の皆様の方には、こういった意見があればということで、資料のほうを、資料といいますか、ペーパーをお送りさせていただきまして、メールなりなんなりで御意見いただくような形で集約をさせていただいて、多分パブコメ等と一緒に計画のほうに反映させていくというふうに考えております。

**○西川委員長** よろしいですか。

**○又野委員** はい。

**○西川委員長** あとほかの委員。

では、よろしいですね。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** 次に、米子市自死対策計画の策定について、当局の説明を求めます。

清水健康対策課長。

**○清水健康対策課長** 米子市自死対策計画の策定について御報告申し上げます。

本計画は、国の自殺対策基本法の改正による必置計画となったこともありまして、今年度、こちらのほうも部内でチームを組み、計画の策定に着手いたしまして、このたび策定までのスケジュールがおおむね固まりましたので、本委員会におきまして概要を御報告いたします。

なお、本日お示ししております計画案は、先日、2月4日に開催されました米子市社会福祉審議会において出されました意見をもとに修正したものでございますが、その際に、

審議会の中で、鳥取大学医学部などの専門機関からの意見を反映するように委員の方から指摘がございまして、現在、鳥取大学医学部様と計画案について調整を行っているところでございます。したがって、本日はその資料をお示しすることができませんが、調整がつき次第、これはパブリックコメントの前に議員の皆様には計画案をペーパーでお示しいたしますので、こちらのほうもそれに従いまして御意見を賜りますようお願い申し上げます。

まず、次に、1の経過についてでございますが、冒頭申し上げましたように、本計画は国の自殺対策基本法の改正による必置計画となったこともございまして、本市の現状を踏まえた計画を策定することで、誰も自死に追い込まれることのない米子市を目指すこととして策定するものでございます。こちらの計画案につきましても、2月4日開催の米子市社会福祉審議会において御審査いただいたものでございます。

次に、2の計画ポイントについてでございますが、自死の背景には精神的な問題だけではなく、生活困窮、育児や介護疲れ、過労、いじめや孤立など、さまざまな社会的要因が絡んでいるため、自殺対策は庁内の保健、医療、福祉、教育、その他の関連施策との連携を図る必要があります。庁内の関連施策について、生きることの支援につながるという意識を持ち、洗い出しを行いまして、複数課の職員が計画作成に携わることで、それぞれの視点を共有し、より実効性の高い自殺対策を実施していくための指針となるものとして策定することといたしました。

次に、3の計画の推進についてでございますが、こちらのほうも平成31年度から35年度までの5年間といたしまして、各年度で点検及び評価を行い、米子市社会福祉審議会、関係団体等の意見を聴取しながら、施策の改善を行ってまいります。

次に、4、今後のスケジュールについてでございますが、最終調整作業が速やかに行われました場合、今の鳥取大学医学部様との御意見等を反映させたものができ次第、今月18日から1カ月間、①から④の方法でパブリックコメントを実施いたしまして、3月下旬から4月上旬に計画を策定いたしまして、策定後は速やかに、こちらのほうも皆様方のほうにお届けしたいと考えております。繰り返すにはなりますが、現在、鳥取大学医学部様からの御意見を頂戴したものは、改めて、先ほどの食育推進計画と同じように御意見いただけるような形でのペーパーも添えましてお渡しいたしまして、ペーパーもしくはメールで御回答いただくようお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

計画の内容につきましては、主な施策、参考といたしまして資料に示しておりますが、説明は割愛させていただきます。

簡単ではございますが、以上、報告でございます。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの御質疑、御意見ありましたら。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○西川委員長** 次に、ふれあいの里会議室の使用について、当局の説明を求めます。

清水健康対策課長。

**○清水健康対策課長** ふれあいの里会議室の使用について、2件御報告いたします。

まず、1件目でございますが、こちらは、ふれあいの里1階にあります大会議室の使用形態についてでございます。ふれあいの里1階には、現在300名収容の大会議室がございまして、この大会議室には電動式の移動観覧席を設置しております。座席を設置した状態と、座席を後方に移動させて壁に収納することで床面をフラットにした状態の2つの形態で使用することを可能としております。座席の収納は電動で、背もたれと肘当てを倒しまして、チェーンで後方に引っ張りながら収納していく仕組みになってるのですが、昨年の11月にローラーチェーンドラムのプロペラが破損してしましまして、正常に作動できない状態になりました。したがしまして、観客席が出た状態で、もう引っ込まない状態になってしましました。業者の方によりまして、肘当ての裏側のゴムが溶解してございまして、溶けてございまして流れ出てしましまして、収納時の正常な高さにならずに、強引に引っ張ったことでそれが挟まってしましまして、シャフトにずれが生じまして力のバランスが崩れて、ローラーチェーンのプロペラが変形してしましたであろうということでございまして。

ここで、修繕費用につきまして、昨年の5月の臨時点検の際に耐用年数の経過を指摘されました電気部品の交換も含めまして、約1,060万と高額な見積もりが出てまいりまして、現在、平成30年度の大会議室の貸し出し状況は座席を設置した形態の利用が多数で、約7割弱を占めていることから、1,100万の修繕費用、費用対効果を考えますと、早急に高額な費用をかけて修繕を行うことは適当ではないというふうに考えているところでございまして。

また、この施設が平成8年11月の供用開始以来、約22年が経過してございまして、設備全体の老朽化によりまして、突然大きな故障が発生することが予想されますが、今回もそうでしたが、重大な故障に対応できる業者さんがこの近辺にはいらっしやらないということもありまして、今後もそのようなことがあった場合に、使用を予定されている方に多大な損害を与えることも危惧されると思っております。実際、11月に壊れたときには、12月1日使用予定の方にフラットではない状態で御使用いただきまして、大変御迷惑をおかけしたというところでございまして。

さらに、ふれあいの里は庁舎再編ビジョンの対象施設となっておりますので、今後の利用方針についても、まだちょっと検討しているところでございまして、こういったようなことを勘案いたしまして、当分の間は座席の移動を行わず、今、座席が出てる状態、現況の座席を設置した状態でのみ使用することといたしたいと思っております。

なお、予約の問い合わせがあった場合には、利用できる形態について説明を行って対応させていただいてる状況でございまして。

続きまして、2件目のふれあいの里の会議室使用料の還付についてでございます。裏になりますけれども、ふれあいの里では、その設置目的の範囲内ではございまして無料で、それ以外の目的で使用される場合には有料で会議室を現在、貸し出しを行っているところでございまして。そして、有料の場合の使用料は予約時に支払うことと条例で規定されてございまして、その後キャンセルとなった場合にも、天災や施設運営上からのキャンセルの場合を除いて、一度支払われた使用料の還付は行ってございませんでした。しかし、他の施設におきましては、使用者の都合によるキャンセルの場合にも、前納された使用料の還付を認めているところもありまして、ふれあいの里における取り扱いも同様に柔軟な対応を求める声が上がってきたところでございまして。そういった状況を踏まえまして、検討いたしま

した結果、施設の有効利用を図ることからも、使用料の還付に関する取り扱いについて、新たな基準を定めたところでございます。

新しい基準は、資料の（２）のとおりでございます。天災等を理由とする場合には全額還付することといたしまして、使用者の都合によるキャンセルの場合には、使用の取り消しをお申し出になられた日によって段階的に還付する額を決定することとしております。

なお、新基準は、米子市行政手続条例に基づく審査基準に定めることといたしまして、米子市福祉保健総合センター条例施行規則におきましては、キャンセルの場合に使用許可証を添付して、福祉保健総合センター使用料還付申請書を提出するようという、還付に関する手続についてのみ規定することといたしました。

なお、こちらの施行期日は平成31年4月1日といたしまして、この日以降に使用料還付申請書の提出がなされた場合から適用する予定といたしております。

この周知につきましては、市のホームページのふれあいの里の利用案内に掲載いたしますとともに、直接、会議室予約の際にも説明をさせていただきたいと思っております。報告は以上でございます。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これにつきまして、大会議室の使用形態と還付について、ちょっと分けてまいりますので、まず最初は、1番の使用形態について質疑ありませんでしょうか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 使用状況についてなんですが、座席を設置した状態が約7割ということで、残りが3割、12月の御予約のときにはフラットの使用者様に御迷惑をおかけしたということだったんですが、これ、今後といいますか、座席が出た状態で今後貸し出しをされていくんですが、フラットを御希望の方もおられると思うんですが、そういった方に対しては御予約の際に何かしらほかの施設の御案内ですとか、そういったところも対応されておられますでしょうか。

**○西川委員長** 清水健康対策課長。

**○清水健康対策課長** お問い合わせをいただいたときに、現在フラットの状態では使えませんというような御案内をさせていただくと先ほど説明させていただきましたが、議員さんの御質問のとおり、その際に、ほかの代替の施設を直接的に御案内することはないんですが、ふれあいの里の4階のほうに割と大きい施設等がありまして、そちらのほうの御案内をすることはございますが、他の例えば文化ホールですとかコンベンションとか、そういったところまでの具体的な説明は行っていない状態でございます。

**○西川委員長** 奥岩委員、よろしいですね。

あと、ほか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 済みません、直接ここと関係ないんですけども、ちょっと苦情をいろいろいただいているので、この際ちょっとお聞きしたいんですけども、そもそもふれあいの里の会議室の使用というのは9時までとなっておりますよね、21時までとなっておりますが、そのことについて、ほかのコンベンションだとか公民館だとか22時までとなっておりますが、そのことはどうしても9時まで、21時までというのが何かあるんでしょうか、その理由というのが。

○西川委員長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 ふれあいの里の会議室でございますけども、そもそもふれあいの里ができましたときには、市民の福祉及び保健の総合的推進並びに民間福祉活動の促進ということでやっておりまして、基本的にはその方々が使われるということでやとりまして、いわゆる貸し館業務的なところについては、もしあいていればというような形でありますので、そのあたりが通常の貸し館、ちょっと公民館は違うのかもしれないんですけども、そういったところと若干趣旨が違うということで、このような形で運用をさせていただいてるところでございます。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今働いていらっしゃる方が多い中で、会議室の利用なんか6時半からとか7時からとか、夜ね、そういう方も多いと思うんですね。それが、9時までに出てくださいというようなことが通常だと思えるんですね。それは何か利用者にとってはとても使いづらくって、とても困っているというような声を聞きますし、9時10分くらい前に、もうそろそろ出てくださいというような電話もかかってくるのが、私も利用しててありました。1時間単位で借りている者にとっては、それは何だか、じゃあ、10分のお金はどうなるんだというようなところもございますので、9時までということは私はもう、こういう時代ですのでね、当初とはまた変化してきておりますので、22時までということは今後検討していただきたいなと思えますし、また、どうしても21時までということが当分続くようでしたら、そこら辺のところの管理業務のあり方というのを見直していただいて、借りてる者は9時まで、21時までだと21時まで、それから出るということが当然だと思いますので、そこら辺のところは改善をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○西川委員長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 今、ふれあいの里の利用につきまして指定管理を行ってございまして、そちらのほうからも利用者様のほうからいろいろアンケートをいただいております、いろいろ利用者の方のアンケートに従って、御希望に沿えるところについてはなるべく沿うようにやっておったりもいたしておりますので、本日ちょっとこのような御意見いただいたということで、そちらの施設を今管理していただいているところともお話をしてみたいと思っております。

○西川委員長 よろしいですか。

ほか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 じゃあ、続いて、後ろのほうの使用料の還付について。

土光委員。

○土光委員 幾らか還付するということで、表の形で区分と還付額がまとまっているんですけど、これ、こういうふうにした考え方を説明していただけますか。

○西川委員長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 還付の、例えば大会議室の場合、1カ月前から翌日以降に取り消しを申し出た場合は100分の30とかってところの基準でございますが、こちらのほうにつきましては、現在、県のコンベンションさんのほうがこのような形で還付をされてございまして、近隣ではそういったようなことがありますので、そちらの基準を使わせてい

ただいたところでございます。以上です。

○西川委員長 土光委員、よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 例えばですけど、これを文字どおり読むと、キャンセルで、前の日とか当日をキャンセルしたとしても30%戻るというふうに読めると思うんですけど、そうなんですか。

(「前の日……」と声あり)

前の日、前日とか。もっと言えば、当日にキャンセルしても、何かこの区分は、これ、大会議室でいうと、当日とか前日にキャンセルした場合、これは一番上に該当するような気がするんですけど、違いますか。

(「1カ月前の日の翌日、1カ月前」と声あり)

1カ月前の翌日以降……。

(「翌日以降やの」と声あり)

それより前、翌日でしょ。

(「翌日」と声あり)

翌日だから、日にちが過ぎたってことでしょう。そう読めるでしょう。

○西川委員長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 例えば大会議室の一番上の区分の場合は、1カ月前までに取り消しをされた場合には、100分の30に相当する額を還付するということですので、それ以降の取り消しについては還付しないというようなことです。

○土光委員 そうなんですか、これ。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 例えば4月1日に借りるとして、1カ月前は3月1日ですよ。3月1日の翌日という3月2日じゃないですか。それ以降だから、3月2日以降ということと読めるんですけど、私は。そうすると、それがずっと続いて、3月15日でも3月20日でも全部一番上に該当するというふうに私はこれ読めるんですけど。

○西川委員長 仲田健康対策課長補佐。

○仲田健康対策課長補佐 ちょっと先ほど清水課長のほうから申し上げましたけれども、基本的にここの書き方、要はいわゆる表記の仕方ということになるかと思うんですけど、ちょっとこの表について御説明をさせていただきます。

まず、施設の中の会議室の仕様というのを2つに分けておまして、1つは大会議室、中会議室というふうな大きな部屋についての利用の方法と、もう一つ、ちょっと小さいんですけど、研修室1・研修室2、あと福祉団体活動室という、こういった、どちらかという大きく2つに分けた部屋のつくりを想定しております。上のほうの大会議室、中会議室につきましては、1カ月前までに申し出ていただいた場合には100分の30に相当する額を還付するという、そういう趣旨でございます。2つ目については、これは3カ月前ということになるんですけど、この場合、100分の50ということで、それぞれそういうふうな形になっております。

もしもこの区分についての表記の仕方ということでありましたら、ではない。

○西川委員長 土光委員。

○**土光委員** いやいや、多分これ、書いてるとおりに解釈すると、私が先ほど言ったようにとれるのですが、違うのですか。例えば、一番上の趣旨、意味が1カ月前までにキャンセル云々と言うんだったら、例えば3カ月前までに取り消しをした場合、70返しますよね、そういうふうにちゃんと書いてますよね。そんな翌日以降云々じゃなく、3カ月前までにキャンセルしたってはっきりわかる、これではっきり、これ、私はわかるんですけど、今言ったように、一番上が1カ月前までにキャンセルした場合だったら、そう書けばいい。あえてこう、これは当然これを読むと、最初、私が言ったような解釈、現実でも返すということになります。

○**西川委員長** 違うと思うけど。

齊下福祉保健部長。

○**齊下福祉保健部長** 済みません、担当部署の意図するところは、議員が言っていただきましたように、1カ月よりも期間を残してキャンセルいただいた場合には還付をするという気持ちでございますので、ちょっとここの記述は、もしお許しいただけるのであれば整理をさせていただきますして、所管課としてこういうことで還付をさせていただきたいということで御了解をいただければと思います。済みませんが、よろしく願いいたします。

○**西川委員長** 土光委員、わかりやすくしていくということですが、言われたとおりに。

はい。

○**土光委員** だから、担当課が思っているところは、上の大会議室のほうだけで言いますけど、3カ月前までだったら70還付、それを過ぎて1カ月前までだったら30なんですか、50なんですか。言葉の表現は、まあいい、案として思っているのはどういうふうに。

○**西川委員長** 1カ月から3カ月の間が50。

(「1カ月前から……」と伊藤委員)

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、その扱いをもう一回整理して。

○**齊下福祉保健部長** はい。

○**土光委員** 私が思うには、例えば、これは意見です。3カ月前以前にキャンセルした場合は、私は全額返してもいいと思います。これ、申し込み5カ月前までからできるというようなことだと思いますけど、要は施設側からいくと、予約されて途中でキャンセルされると、ほかの人も使う、そういった機会がなくなるからということで、幾らか、全額返さないという、そういう趣旨だと思うんですけど、3カ月ぐらいだったらキャンセルされてもほかの補償とか、それなりの期間があるので、3カ月前ぐらいにキャンセルすると全額私は返してもいいような気がします、意見。

それからもう一つは、直前のキャンセル。例えば1週間ぐらいの場合でも、キャンセルは私は返さなくていいというふうに思ってます。それが、ちょっと1カ月は厳しいかなというか、せいぜい1週間。あとは適当に、50とか30とかになりますけど、基本的には私はそういうふうに思っているということで、意見として。

○**西川委員長** 意見ですね。

○**土光委員** はい、検討をお願いします。

○**西川委員長** じゃあ、あと、わかりやすいようにこのあれをお願いしますよ。

じゃあ、ほか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** これが実際周知されるのがいつからかなと思います。まず、実際始められるのは31年の4月1日予定ということなんですけど、4月1日から周知をされるのか、今のお話ですと、3カ月前の予約とかも入っているとしますので、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○**西川委員長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** こちらの周知につきましては、速やかに周知のほうをしてまいりたいと思いますし、この内容につきましては、今後予約を受け付ける際に、そのたびに御案内するような形で周知をしてまいりたいと思っております。

○**西川委員長** 奥岩委員、よろしいですか。

○**奥岩委員** いいです。

(「いいとか言って、物足りんのじゃないか」と戸田委員)

○**西川委員長** じゃあ、伊藤委員。

○**伊藤委員** ちょっと確認をするんですけども、それでしたら、今まで借りてらっしゃる方は、例えば4月1日以降、3カ月前までに決定したとか、そういうのは該当するんですか。それとも、それが4月の1日からの用紙で申し込みからなのかというのをちょっと知りたいです。

○**西川委員長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** そこのところについては、どこかで線引きした日の前と後ろでは確かにそういった取り扱いに差が出るというのは、ちょっと内部でも話をしたんですけども、ただ、いずれにしても、どっかで線引きをしなければなりませんので、4月1日以降に還付の手續に該当するのであれば、そちらの方には還付をいたしますし、それ以前であれば還付のほうはできないということで御案内をさせていただき予定にしております。

○**西川委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** じゃあ、既にもう予約をしてらっしゃる方にも御案内をして、4月の1日以降だとかこういう還付金が、使用料の還付金ができますよということは周知されるということなんですよね。

○**西川委員長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** 今現在、周知そのものはしてありませんが、そういった意味で不公平なところが出てはなりませんので、その周知についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○**西川委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 今、伊藤委員もお話しされたんですけど、周知されるタイミングも含めて、土光委員もこの表のところは相談されておまして、私自身も今、お話を聞いてて、うんというところもありますので、おっしゃるとおり精査していただいて、わかりやすくした上で周知をしていただきたいと思います。意見です。

○**西川委員長** 意見でよろしいですね。

ほかありませんでしたら。

[「なし」と声あり]

○**西川委員長** 続いて、米子市手話言語条例（素案）に対する市民意見公募の結果について、当局の説明を求めます。

仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 障がい者支援課から、米子市手話言語条例（素案）に対するパブリックコメントの結果について御報告させていただきます。

委員会資料6をごらんください。手話言語条例の制定に関する経過につきましては、昨年9月の本委員会で条例制定の取り組みを始めたということをお報告いたしました。その後、当事者、支援者等の関係者に御協力いただきまして研究会を開催し、条例の素案をまとめ、12月の委員会で素案に対するパブリックコメントを実施することを御報告していたところでございます。

こちらが経過です。実際、米子市手話言語条例（素案）に対するパブリックコメントの実施結果でございますが、意見の募集期間は平成30年12月3日から平成31年1月15日までの44日間、正月が挟みますので、ちょっと長目にとりました。その結果、意見としましては、5名の方から27件の御意見をいただきました。

意見の概要と市の考え方・対応方針につきましては、別紙1のとおり取りまとめました。その取りまとめた結果につきましては、2月20日水曜日に市のホームページに掲載して公表する予定にしております。

手話言語条例につきましては、今後、市の法務、担当部局との協議を経まして、最終的な条例案をまとめまして3月議会に上程し、議員の皆様にお諮りしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

これについての説明は以上です。

○**西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見ありましたらどうぞ。

奥岩委員。

○**奥岩委員** パブリックコメントを見させていただきまして、非常に期待されてるような御意見が多く見受けられるのですが、これ、以前の委員会でもお話がちらっとあったかと思うんですけど、条例は条例で進めていただくのが先になるのですが、その後のこととかがってというのは、現段階でどういうふうに進められるというのはありますけど、例えば5条のところの教育関係ですとか、市民に対して普及を図るといふようなところで、この辺もパブリックコメントを見ますと、幼少期から親しんでいただきたいというようなコメントもあつたりとかするんですけど、そういったところで現段階でもし計画とかお考えがあるようでしたらお願いしたいです。

○**西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** せんだっての委員会でも御説明はしたかと思いますが、まず条例をつくりまして、具体的な施策につきましては、また改めて当事者の方や支援者の方にお集まりいただいて、具体的にどのような施策を中心に重点課題として取り組んでいったらいいのかということをお協議いただく予定にしております。御要望も確かにたくさんいただくかと思っておりますので、優先順位がつくということもありますが、きちんと御要望にお応えするように、私どもとしても対応してまいりたいと思っております。

条例ができて、基本的な例えば条例ができましたという周知については、広報等を

通じて行う予定にしております、多少予算の要求もさせていただいているところです。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 前回のときも伺わせていただいて、重ね重ねになるんですけど、条例は条例で、その後のことはその後のことというのは理解はしているんですが、ある程度課として、米子市として、こういったようなグランドデザインがあつてというところもあるかと思えますので、条例がないとできないってというような思いもわかるんですが、そこはそこをいたしまして、思いは思いとしていただいて御準備をしていただきたいと思います。これは意見になります。

何でこんなに同じことを何回も言わせていただくかということ、パブリックコメントが、先ほど申し上げたとおり、非常に期待されている方が、意見提出者は5名なんですけど、中で非常に期待されてる意見が多いです。そういったところでもありますので、そのこの自覚をもっと持っていただいて進めていただきたいと思います。意見です。

**○西川委員長** 御意見として。

続きまして、何かほか、委員、ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** なしということで、続きまして、米子市基幹相談支援センターの設置について、当局の説明を求めます。

仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** では、引き続き障がい者支援課から、米子市基幹相談支援センターの設置について御報告させていただきます。

委員会資料の7をごらんください。基幹相談支援センター設置につきましては、昨年度、私どもで策定しました米子市障がい者支援プラン2018の中で、平成31年度に設置することを目標に掲げ、現在まで部内の協議や関係事業者等の協議を進めてまいりました。このたび基幹相談支援センターの設置方法、機能、組織の体制等、協議がまとまりましたので、御報告させていただく次第です。

基幹センターの設置の目的としましては、大きく2点ございます。1点目が、障がいのある方、家族の方からのさまざまな御相談に対応し、必要な支援につなげる相談支援の体制の強化、2点目が、長期間入院、入所しておられる方の退院、退所に向けた働きかけや、地域で生活していくための受け入れ体制の整備、いわゆる地域移行、地域定着の取り組みの強化の2点でございます。この2点の強化により、障がいがあっても、さまざまな支援やサービスを受けながら、できる限り住みなれた地域で生活していただけるよう、地域の支援体制を構築していきたいと思っております。

基幹センターは障がい者支援課内に設置し、相談支援専門員等の資格を持った職員が窓口での相談業務や、市内の相談支援事業者に対する研修等を行いまして、相談支援業務の全体のスキルアップを図ります。この業務につきましては、現在、地域生活支援センターとして、障がい者に関する一般相談を行っている事業者に委託をする予定にしております。また、精神保健福祉士の資格を持った職員を新たに任用しまして、長期入院、入所者への訪問、退院、退所に向けた働きかけ、地域で受け入れるための環境や態勢の整備を行う予定です。

なお、基幹相談支援センターの業務について、もう少し具体的にしたものを別紙として

まとめておりますので、御参照ください。センターの組織体制としましては、センター長のほか、先ほど御説明しました相談支援専門員等の専門職が1名、精神保健福祉士が1名、あと障がい者の自立支援協議会等の事務を行っていく職員、これは相談支援専門員の業務とともに委託を予定しております。そのほか市の保健師、権利擁護や虐待防止、障害福祉サービスの事務を行っている現在の障がい者支援課の事務職員も複数名兼務ということで、基幹センターに配置することとしております。

基幹相談支援センターの設置に必要な経費を平成31年度当初予算に盛り込んでおりますので、議会の承認をいただければ、平成31年4月から設置をしたいと考えております。説明は以上です。

○西川委員長 説明は終わりました。

委員の皆さんから質疑、御意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 組織体制の担当職員のところで、市職員1名というか、精神保健福祉士、これは正規の職員さんがするということですか。正規とか非正規という形でいいのかな、ちょっとその辺のところを。

○西川委員長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 正規、非正規でいいますと正規の職員ですが、一般的に公募いたしましても、実務経験のある職員が雇えるかどうかはなかなか難しい状況ですので、今現在のところ考えておりますのは、先ほども説明の中でありました、一般相談を受けていただいている支援センターの中の事業所から1名派遣をしていただきたいというふうなことで調整をしております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 今、支援センターから派遣してもらおう、その人は市の職員さんですか。それってどういう、任期つきとか臨時とかありますよね。どういう立場なんですか。

○西川委員長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 任期つきの職員ということになりますと思います。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 任期つきの職員さんで、これ任期は幾らで採用されるんですか。

○西川委員長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 現在のところ、5年の任期で考えております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 あともう一つ、事務員、この0.5人の意味がちょっとよくわからないんですけど。

○西川委員長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 相談支援専門員と事務職員については委託をするということを考えておまして、専門職1名は1人役なんですけど、事務職員につきましては委託先の事業所の兼務ということで、1人役の事務があるわけではないということです。

○西川委員長 土光委員、よろしいですか。

○土光委員 はい。

○西川委員長 ほか、委員。

伊藤委員。

○**伊藤委員** とてもいいことだと思いますし、私も期待しておりますが、県、例えば鳥取県の福祉保健局なんかの連携とはどんなになるのでしょうか、すみ分けだとか、どういうふうになるのか教えていただきたいです。

○**西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 県の福祉保健局さんとは従来から必要に応じて連携をとっておりまして、例えば虐待ですとかそういったところでは、必ず両者が事に当たるような体制はとっております。あと、精神保健の分野でも、もともと県が所管していた事務でありますので、今回力を入れていこうとしている長期入院患者の地域移行に関しましては、県の保健師さんの御指導のもと、私たちが当たっているという状況です。連携はとっているということです。

○**西川委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** じゃあ、ケースに応じては一緒に動いていくという感じで理解していいんですね。ありがとうございます。

それと、鳥取県の中で精神保健福祉センター、鳥取市にあるんです。それを西部にもという声がとても強かったですけれども、そういうような機能も備わっているというふうに思っているのでしょうか。

○**西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 委員さんのイメージしておられるセンターの機能とまではなかなかないかと思います。今現在3名の保健師が主に精神障がいの方の相談業務に当たっておりまして、いろんなケースワークをしておりますので、そういったところでは似たような機能ですが、じゃあ、どこまでの機能を求められるかによりますが、1名の精神保健福祉士を足しても4名ですので、できる限りのことはやっていくということですか、今のところはお答えができないと思います。

○**西川委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 今、障がい児者を持っていらっしゃる親の方も、鳥取にある県の精神保健福祉センターに行き、相談を受けながら、ここまでやってきましたという声をよく聞きます。なので、そこら辺のところ、ニーズがすごく高いところがございますので、親の支援も含めて、できればやっていただきたいなという思いですので、連携してできるようにひとつお願いいたします。

○**西川委員長** 御意見でよろしいですね。

ほか、委員、ありませんでしょうか。

又野委員。

○**又野委員** ちょっと根本的なところなんですけれども、委託するということなんですけれども、これは市の職員では対応できないということで委託ということになるんですか。なぜ委託なのかというところが、ごめんなさい、ちょっと根本的なところが。

○**西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 委託の業務としまして、相談支援専門員等の専門職を配置するというようにしておりますが、今現在、市の職員で、障がいの例えばケアプランとか、そういったところを作成できるような、そこはまだ職員がおりませんので、そのところは

民間の既にある力を利用させていただくという方向で委託を考えております。将来的に、じゃあ、ずっと委託なのかというと、またそれは市全体として考えていかなければならない問題というふうに認識はしております。

○又野委員 わかりました。

○西川委員長 又野委員、よろしいですね。

○又野委員 はい。

○西川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で全ての報告案件が終わりました。

市民福祉委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 5 8 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西 川 章 三